

# 備前市 立地適正化計画 策定等 業務委託 プロポーザルに関する質問に対する回答について

令和 元年 6 月 7 日

質問内容	回答内容
様式第 1 号（8）の従業員の資格取得状況について技術士及びその他の資格の人数に対する証明書等は添付する必要があるのでしょうか。	従業員の資格取得状況について、技術士及びその他の資格の人数に対する証明書等の添付は必要ありません。
様式第 2 号、第 4 号に記載されている、「類似業務」に該当する業務を教えてください。	「類似業務」に該当する業務は、都市計画分野における各種計画の策定業務です。（本業務の内容に類似していると考えられる実績業務があれば、幅広く抽出いただき、類似しているものから順に 5 件まで記入していただければ構いません。）
様式第 4 号の配置予定者の経歴調書の同種・類似業務の実績についても、様式第 2 号の業務実績と同様に過去 10 年間とするのでしょうか。	過去 10 年間とする必要はありません。（本業務の内容と同種または類似していると考えられる実績業務があれば、幅広く抽出いただき、同種のもの、類似しているもの、新しいものなどの順に 4 件まで記入していただければ構いません。）
特記仕様書の P4 の留意点 3 について、公共施設等の情報の整理・一元化とありますが、公共施設等総合管理計画の策定後、実施計画等を策定されていますでしょうか。	公共施設等総合管理計画の更なる推進に向けて、 <u>現在、個別施設計画の策定を進めているところ</u> です。
特記仕様書 P5 の 2）居住誘導区域の基本設計について、検討箇所が 2 箇所となっていますが、想定されている場所等はありませんでしょうか。	回答については、 <u>差し控えさせていただきます</u> 。なお、提案書等の提出段階では、参加者で 2 箇所を想定の上、提案していただいても構いません。 「居住誘導区域の基本設計（2 箇所）」については、通常の立地適正化計画策定作業に追加する作業内容を記載しています。 プロポーザルの評価テーマに係る「居住誘導区域」については、特記仕様書 P6 の 1）－（7）居住誘導区域・施策に関する設定を参照してください。
特記仕様書 P5 の 2）居住誘導区域の基本設計について、「居住誘導拠点」とありますが、都市機能を誘導するのではなく、住宅地としての拠点整備を図る地区を指しているのでしょうか。居住誘導拠点のイメージを教えてください。	鉄道駅に近接しているまとまった農地や遊休地を戦略的（政策的）に活用し、住宅地を中心とした拠点として整備するイメージです。大規模に新たな都市機能を誘導することは、現段階では想定していません。
特記仕様書 P5 2）－（1）事業フレームの検討について、「公共残土…」とありますが、区画整理事業等の面的な盛土造成を伴う事業を想定しているのでしょうか。また、どのような事業か、可能な範囲でお示しいただけますでしょうか。	鉄道駅に近接しているまとまった農地や遊休地を戦略的（政策的）に活用するため、 <u>面的な盛土造成を伴う事業を想定しています</u> 。
特記仕様書 P5 2）－（2）事業計画（案）の作成について、「基本設計図面を検討・作成する」とありますが、基本設計として必要な設計条件（法規制、敷地状況、インフラ等）はご提示いただけるのでしょうか。また、実測図などは提供いただけるのでしょうか。	設計条件の整理にあたり、必要となる各種資料のうち、発注者が持ち合わせているものについては、 <u>貸与</u> します。また、作成する基本設計図面のベース図となる実測図は持ち合わせていないため、提供できません。
特記仕様書 P6 1）－ 8 立地適正化計画（素案）の策定について、「計画策定検討会議等」とは、検討会議と策定委員会の両方を指しているのでしょうか。	ご査収のとおりです。「 <u>計画策定検討会議等</u> 」とは、検討会議と策定委員会の両方を指しています。
特記仕様書 P8 策定委員会開催支援及び住民説明会について、会場費や委員への謝金は、市の負担と考えてよろしいでしょうか。	ご査収のとおりです。 <u>策定委員会開催支援及び住民説明会について、会場費や委員への謝金は、市の負担</u> とします。
特記仕様書 P8（4）住民説明会の開催回数、開催場所等の想定があれば、教えてくださいませんか。	プロポーザルの評価テーマ⑤に「効率的な住民等との合意形成手法」を含めていることから、 <u>参加者からの提案を求めます</u> 。